参考資料

1. 検討の経過
2. 策定体制
3. 用語の解説

1．検討の経過

●計画改定

平成 27 年度	8 月 19 日	第1回上里町都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会
	8 月～9 月	関係各課へのヒアリング
	9 月 3 日～9 月 18 日	上里町都市計画マスタープラン住民アンケート調査
	1 月 22 日	第2回上里町都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会
	3 月 16 日	第3回上里町都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会
平成 28 年度	8 月 9 日	第4回上里町都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会
	8 月 31 日	第1回上里町都市計画マスタープラン改定策定委員会
	10 月 3 日	第2回上里町都市計画マスタープラン改定策定委員会
	10 月 19 日	第5回上里町都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会
	11 月 6 日	ポスターセッション（ふれあい祭り）
	11 月 14 日	第6回上里町都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会
	12 月 1 日	第3回上里町都市計画マスタープラン改定策定委員会
	12 月 8 日	第6回上里町議会定例会全員協議会にて素案説明
	1 月 5 日～2 月 3 日	パブリックコメント
	1 月 24 日	平成 28 年度第1回上里町都市計画審議会
	2 月 9 日	平成 28 年度第2回上里町都市計画審議会

●一部改定

令和 2 年度	11 月 4 日	第1回上里町都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会
	12 月 17 日	令和2年度第1回上里町都市計画審議会
	1 月 8 日～2 月 8 日	パブリックコメント
	3 月 22 日	第2回上里町都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会
	3 月 25 日	令和2年度第2回上里町都市計画審議会

２．検討体制

（１）策定委員会

①設置要綱

上里町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

（設置）
第１条 上里町都市計画マスタープラン（本町の都市計画に関する基本的な方針をいう。以下「マスタープラン」という。）の素案の審議及び計画案を策定するにあたり、上里町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（組織）
第２条　委員会は、委員 16 名以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（１）都市計画、まちづくりに関して識見を有する者
（２）各種団体の関係者
（３）公募による町民
（４）関係行政機関の職員
（任期）
第３条　委員の任期は、委嘱の日から上里町都市計画マスタープランの策定完了までとする。
（委員長及び副委員長）
第４条　委員会に委員長１名及び副委員長１名を置く。
２　委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
３　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集、開催し、会議の議長となる。
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
（庶務）
第６条 委員会の庶務は、まち整備課において処理する。
（補則）
第７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成 28 年６月１日から施行する。

②委員名簿

平成 28 年 8 月 31 日

選出区分	氏　　名	備　　考
要綱第 2 条第 1 号	為国　孝敏	NPO 法人まちづくり支援センター
要綱第 2 条第 2 号	百花　博美	上里町区長会
	齊藤　直	上里町農業委員会
	矢野間　規	こだま青年会議所
	仲井　静子	上里町女性会議
	小暮　照子	上里町 SALA
	塚越　紀仁	上里町 PTA 連合会
	高群　ひとみ	上里町交通安全母の会
	蓮　博政	埼玉ひびきの農業協同組合
	入　基弘	上里町商工会
要綱第 2 条第 3 号	大村　広司	町内に住所を有する方
要綱第 2 条第 4 号	田沼　孝夫	埼玉県北部地域振興センター本庄事務所
	江森　孝	埼玉県本庄農林振興センター
	有留　忠明	埼玉県本庄県土整備事務所

要綱第 2 条第 1 号：都市計画、まちづくりに関して識見を有する者

要綱第 2 条第 2 号：各種団体の関係者

要綱第 2 条第 3 号：公募による町民

要綱第 2 条第 4 号：関係行政機関の職員

（２）庁内検討会

①設置要綱

上里町都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会設置要綱

（設置）
第1条　上里町都市計画マスタープラン（本町の都市計画に関する基本的な方針をいう。以下「マスタープラン」という。）の改定にあたり、マスタープランの改定検討に向け全庁的に取り組むため、上里町都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所管事項）
第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。
（1）都市づくりの目標
（2）都市づくりの基本方針
（3）前２号に掲げるもののほか、改定を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
（4）その他委員長が必要と認めた事項
（組織）
第3条　委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。
2　委員会に委員長を置く。
3　委員長は、副町長をもって充てる。
4　委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する　委員がその職務を代理する。
（会議）
第4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。
2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
（部会）
第5条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
2　部会に属する部会員は、委員長が指名する。
3　部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
4　部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。
5　その他部会に関し必要な事項は、部会長が委員会に諮って定める。
（事務局）
第6条 委員会の事務局は、まち整備課に置く。
（補則）
第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
この要綱は、平成 27 年 8 月 11 日から施行する。
この要綱は、平成 28 年 6 月　1 日から施行する。

別表(第３条関係)

委　　員	役　　職
副　　町　　長	委　員　長
総　務　課　長	委　　員
総合政策課長	〃
くらし安全課長	〃
町民福祉課長	〃
子育て共生課長	〃
健康保険課長	〃
高齢者いきいき課長	〃
まち整備課長	〃
産業振興課長	〃
議会事務局長	〃
学校教育課長	〃
生涯学習課	〃
上下水道課	〃

計 14 名

３．用語の解説

あ

ＮＰＯ	NonProfit Organization の略で、民間非営利組織として営利を目的とせず、様々な社会貢献活動を行う組織のことです。
オープンスペース	一般的には、市街地内の建物が建っていない土地や空地等を意味します。本計画では主に緑地としての視点で公園、広場、交流の場などの意味合いで使用しています。

か

合併処理浄化槽（がっぺいしょりじょうかそう）	し尿と生活雑排水を戸別にまとめて処理する方法です。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べ、河川等公共用水域の汚濁を軽減する効果があります。
基盤整備（きばんせいび）	学校や病院、道路、橋梁、上・下水道、電気、ガスなど、住民の快適な生活や企業などの円滑な経済活動を支えるために必要不可欠な、都市の「基盤」となる施設・設備を整備することです。
狭隘道路（きょうあいどうろ）	建築基準法では、道路の幅が４ｍ以上ない場合は、原則的に建物を建てることができないこととなっています。狭隘道路とは、これら幅員が４ｍ未満の道路をいいます。
建築協定（けんちくきょうてい）	一般に地権者間、あるいは地権者と建設業者等の間でかわされる建築に関する協定のことです。
合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示すものです。
公有財産（こうゆうざいさん）	国または地方公共団体が所有する財産です。
コミュニティバス	地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が実施するバスです。本町では「こむぎっち号」が運行されています。

さ

再生可能エネルギー（さいせいかのう）
太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、波力、温度差、バイオマスなど、自然界によって利用する以上の速度で補充されるエネルギー全般のことです。

資源循環型社会（しげんじゅんかんがたしゃかい）
廃棄物の発生が抑制され、廃棄物を資源として再利用できる場合は適正に再利用が行われ、廃棄物を処分する場合は適正に処分されることで、資源の消費が抑制され、環境負荷が低減される社会のことです。

指定管理者制度（していかんりしゃせいど）
地方公共団体やその外郭団体に限定していた公共施設の管理・運営を、営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度です。

終末処理場（しゅうまつしょりじょう）
下水を最終的に処理して公共用水域または海域に放流するために設けられる施設のことです。

人口フレーム（じんこう）
フレームとは枠、骨格のことで、人口フレームは目標年次における推計人口数のことを意味します。

浸透桝（しんとうます）
住宅地などに降った雨水を地中に浸透させるために設置する枡のことです。浸水被害の抑止、地下水の保持などの効果があります。

スマートインターチェンジ
高速道路の本線やパーキングエリア等から乗り降りができるように設置される、通行可能な車両をＥＴＣ搭載車両に限定しているインターチェンジのことです。

た

地球温暖化（ちきゅうおんだんか）
気候変動の一部で、温室効果ガス（対流圏オゾン、二酸化炭素、メタン）によって地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象のことです。

地区計画（ちくけいかく）
身近な地区の特性に応じたまちづくりをめざし、住民と町が協力して定めることのできる、都市計画法に規定のある制度です。地区の目標や方針を定めるほか、公園や道路などの施設の配置、建築物の用途や建て方など、まちづくりの具体的な内容について、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めることが可能となっています。

調整池（ちょうせいち）

集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜める池のことです。調節池とも言われます。

低炭素型社会（ていたんそがたしゃかい）

地球温暖化の防止を図ることを目的として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、その吸収作用を保全し強化する社会のことをいいます。

透水性舗装（とうすいせいほそう）

道路路面に降った雨水を、舗装内の隙間から地中へ還元する機能を持った舗装構造のことです。

道路交通センサス（どうろこうつう）

正式名称は「全国道路・街路交通情勢調査」と言い、全国の道路と道路利用の実態を捉え、将来の道路整備の方向を明らかにするため、全国の道路状況、交通量、旅行速度、自動車運行の出発地・目的地、運行目的等を調査するものです。

都市計画道路（としけいかくどうろ）

都市計画法（昭和 43 年法律 100 号）に基づいて計画された道路です。

土地区画整理事業（とちくかくせいりじぎょう）

宅地の利用の増進や公共施設の整備改善を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業です。

な

農業集落排水（のうぎょうしゅうらくはいすい）

農村集落の生活環境の向上や農業用水の水質保全などを目的として、各家庭からのし尿や生活雑排水を処理場に集め、きれいにして川に戻す方法のことです。

農業振興地域（のうぎょうしんこうちいき）

優良な農地を確保するために「農業振興地域整備法」に基づいて都道府県が指定した地域です。農業のために利用する土地と位置づけられ、排水路の整備などに国の補助金が優先的に投入され、農業以外の用途への転用は厳しく制限されています。

は

パークアンドライド
自宅などから自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して目的地に向かうしくみのことです。

バリアフリー
障害のある人や高齢者などが生活する上で行動の妨げになる障壁を取り去った空間のことです。

ＰＦＩ
PFI（プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ）のことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

ポスターセッション
壁または掲示板などに、報告をまとめたポスターを貼りだし、掲示者が自身の報告を聞きに来た方に適宜説明を行うことです。聞き手は自由に興味のあることを聞くことができ、ディスカッションすることができます。

ま

モータリゼーション
自動車が単に輸送機関としてだけでなく、住民生活の中に入り込んできている文化的・社会的状態を言います。

や

用途地域（ようとちいき）
用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めた地域のことで、１３種類あります。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められます。

ら

緑地協定（りょくちきょうてい）
「都市緑地法」に基づき、良好な住環境を創っていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するものです。

＜町の木　八重椿＞

上里町マスコットキャラクター
こむぎっち

＜町の花　サルビア＞

上里町